

## 令和7年3月末における少年非行等の概況

生活安全部

### ◎ 非行少年等の状況

非行少年は329人で、前年同期比8人(2.4%)減少した。

刑法犯少年は257人で前年同期比20人(7.2%)減少、特別法犯少年は72人で12人(20.0%)増加した。

不良行為少年は1,663人で、前年同期比123人(8.0%)増加した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は24.9%で、前年同期比1.7ポイント増加した。

	非行少年								不良 行為 少年
	総数	刑法犯			特別法犯			ぐ犯 少年	
		犯罪 少年	触法 少年	犯罪 少年	触法 少年				
7年	329	257	201	56	72	66	6	0	1,663
女子	64	57	47	10	7	6	1	0	411
6年	337	277	220	57	60	56	4	0	1,540
女子	39	27	17	10	12	10	2	0	319
増減 (%)	-8 (-2.4)	-20 (-7.2)	-19 (-8.6)	-1 (-1.8)	12 (20.0)	10 (17.9)	2 (50.0)	0	123 (8.0)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

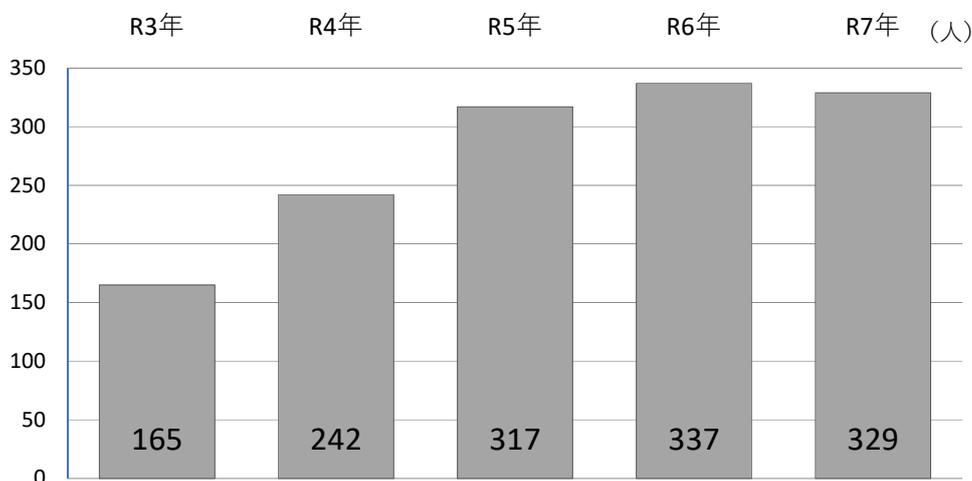
ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

刑法犯 … 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「暴力行為等処罰二関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）

過去5年間の非行少年の推移（3月末対比）（令和3年～令和7年）



○ 不良行為少年の人員（行為別）

行為別では、喫煙が865人(52.0%)、深夜徘徊389人(23.4%)であった。

	不良行為少年						
	飲酒	喫煙	深夜徘徊	粗暴行為	不健全娯楽	その他	
7年	1,663	176	865	389	28	116	89
6年	1,540	196	720	377	47	83	117
増減	123	-20	145	12	-19	33	-28
(%)	(8.0)	(-10.2)	(20.1)	(3.2)	(-40.4)	(39.8)	(-23.9)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が119人（46.3%）で、このうち万引きが78人(65.5%)と最も多い。

	総数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち万引き					
7年	257	6	59	119	78	12	15	46
6年	277	11	62	141	93	5	16	42
増減	-20	-5	-3	-22	-15	7	-1	4
(%)	(-7.2)	(-45.5)	(-4.8)	(-15.6)	(-16.1)	(140.0)	(-6.3)	(9.5)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が97人（37.7%）、中学生が52人（20.2%）であった。

	総数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
7年	257	0	205	36	52	97	20	41	11
6年	277	0	233	28	77	115	13	29	15
増減	-20	0	-28	8	-25	-18	7	12	-4
(%)	(-7.2)		(-12.0)	(28.6)	(-32.5)	(-15.7)	(53.8)	(41.4)	(-26.7)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童売春・児童ポルノ禁止法が39人（54.2%）と最も多い。

	総数							
	軽犯罪法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	銃刀法	大 麻 取締法	麻薬等 取締法	その他の 特別法	
7年	72	3	39	4	2	11	13	
6年	60	10	26	4	3	2	11	
増減	12	-7	13	0	-1	9	2	
(%)	(20.0)	(-70.0)	(50.0)	(0.0)	(-33.3)	(450.0)	(18.2)	

※ 大麻取締法は令和6年12月の改正により麻薬等取締法と大麻草栽培規制法に変更となった。

○薬物乱用少年（学職別）

薬物乱用少年は12人で、前年同期比6人(100.0%)増加した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
7年	12	0	3	0	1	1	1	6	3
6年	6	0	4	0	0	1	3	2	0
増減 (%)	6 (100.0)	0	-1 (-25.0)	0	1	0 (0.0)	-2 (-66.7)	4 (200.0)	3

※薬物乱用少年… 大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「大麻草栽培規制法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は90人で、前年同期比16人(21.6%)増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	性的姿態撮影等処罰法	その他	
7年	90	0	0	46	14	19	11	
6年	74	1	0	39	11	19	2	
増減 (%)	16 (21.6)	-1 (-100.0)	0	7 (17.9)	3 (27.3)	0 (0.0)	9 (450.0)	

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

福祉犯の被害少年は67人で、前年同期比2人(2.9%)減少した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	性的姿態撮影等処罰法	その他	
7年	67	0	0	29	14	20	4	
6年	69	2	0	25	14	23	2	
増減 (%)	-2 (-2.9)	-2 (-100.0)	0	4 (16.0)	0 (0.0)	-3 (-13.0)	2 (100.0)	

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生が40人(59.7%)、中学生が19人 (28.4%)であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
7年	67	1	64	1	19	40	4	1	1
6年	69	1	62	2	19	40	1	5	1
増減 (%)	-2 (-2.9)	0 (0.0)	2 (3.2)	-1 (-50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (300.0)	-4 (-80.0)	0 (0.0)